

## ◎新潟県告示第1062号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、愛宕山、吉津、麒麟山、西山、宮寄上、権現堂、いもり池、八石山、竜ヶ窪、小滝、清瀉、五十公野公園、貝屋、松浦、加茂山、山部、真野公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 愛宕山鳥獣保護区

#### (1) 区域

五泉市旧村松町地内愛宕神明神社を起点とし、遊歩道見はらしの道を南東に進み愛宕山サイクリング道路との交点に至る。ここから同道路を北西に進み、勘六堤脇を通り大沢北尾根との交点に至る。ここから同尾根を東に登り、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、アオサギ、トビをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 2 吉津鳥獣保護区

#### (1) 区域

東蒲原郡阿賀町吉津地内のJR磐越西線御前トンネル東側入口を起点とし、阿賀野川左岸を南に進み、谷沢川との合流点（北部）に至る。ここから同川左岸を西に進み、県道三川インター線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、JR磐越西線を越え町道吉津線との交点に至る。ここから北西に進み阿賀野川左岸に至る。ここから同川左岸を北から東に更に南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、針葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、サンショウクイ、ヒヨドリをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 3 麒麟山鳥獣保護区

#### (1) 区域

東蒲原郡阿賀町地内の国道459号線城山トンネル津川口を起点とし、麒麟山登山道路を西に進み常浪川右岸に至る。ここから同川右岸を北西に進み、阿賀野川との合流点に至る。ここから同左岸を東に進み、国道459号線城山トンネル鹿瀬口に至る。ここから同国道を東に進み、鹿瀬地区一本杉地内で変電所・松坂峠を経て国道459号線城山トンネル津川口に至る道路との交点に至る。ここから同道路を南から西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

## 森林鳥獣生息地

### イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、タヌキ、ウサギをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 4 西山鳥獣保護区

### (1) 区域

東蒲原郡阿賀町九島字地藏屋敷地内の高出地内に通じる山道と町道日光線との交点を起点とし、同町道を北に進み西山地内に入り、林道弘川線との交点に至る。ここから更に同林道を東に進み、弘川地内に至る。ここから町道長木弘川線を東に進み、ワラダ松峠を経て町道深沢線との交点に至る。ここから同町道を南西に進み、山道を経て、町道日光線との交点に至る。ここから同町道を西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### ア 指定区分

##### 森林鳥獣生息地

#### イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、アオゲラ、コゲラをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

#### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 5 宮寄上鳥獣保護区

### (1) 区域

加茂市宮寄上地内の市道小乙線と県道宮寄上加茂線との交点を起点とし、同県道を南東に進み、市道小俣線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、中央ハイキングコースへの取付道路との交点に至る。ここから同道路を北東に進み、中央ハイキングコースとの交点に至る。ここから同コースを東に進み、粟ヶ岳中央登山道との交点に至る。ここから同登山道を北に進み、第二貯水池左岸の歩道に至る。ここから同歩道を東に進み、砥沢出合に至る。ここから加茂川を横断し、林道大俣線に至る。ここから同林道を西に進み、ユガ沢出合に至る。ここからユガ沢を北に進み、東南に延びる稜線に至る。ここから小乙に通じる歩道へ向かって北に進み、同歩道に至る。ここから同歩道を西に進み、林道小乙線の終点に至る。ここから同林道を西に進み、市道小乙線の終点に至る。ここから同市道を西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### ア 指定区分

##### 森林鳥獣生息地

#### イ 指定目的

当該地域は、スギ造林地やスギなどの針葉樹とコナラ、ミズナラなどの広葉樹との混交林があり、林相の変化に富む地域であるとともに、加茂川の水源地ともなっている。ツキノワグマ、ヨタカ、サンショウクイをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

#### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 6 権現堂鳥獣保護区

### (1) 区域

魚沼市内（旧広神村と旧守門村界）にある下権現堂山（標高896.6メートル）、上権現堂山（標高997.7メートル）及び唐松山（標高1,079.3メートル）を結ぶ稜線から距離500メートルの区域内一円。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地近郊でありながら標高1,000メートル前後の急峻な山々と沢で構成される地域であり、オオルリ、キビタキ、センダイムシクイなど森林性の鳥をはじめ、サンショウクイ、キセキレイ、猛禽類のノスリ、大型哺乳類のツキノワグマなど多様な鳥獣類が生息する。また、渡りの時期には渡り鳥が多く観察され、それらの通過点としても重要な区域である。

近時、豊かな森林資源を活かした地域開発が進み、林道の開設や森林の伐採が付近一帯で進行しており、開発と保護の均衡を適正に図る必要が生じていることから、保護の視点で開発に一定の抑止力も必要であることから、当該地域を鳥獣保護区に指定し、鳥獣類の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視により静謐な環境の保持を図る。

また、関係行政機関との協議を通じ開発と自然環境維持の均衡を図り、鳥獣の安定した生息に悪影響を及ぼさないよう努める。

また、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

7 いもり池鳥獣保護区

(1) 区域

妙高市池の平温泉地内の県道池の平妙高温泉線と市道池の平温泉南北線の交点を起点とし、同市道を東に約80メートル進み市道池の平温泉6号線との交点に至る。ここから市道池の平温泉6号線を南に約320メートル進み、歩道との交点に至る。ここから同歩道を西に進み、市道池の平温泉1号線との交点に至る。ここから同市道を南南東に約400メートル進み、東北電力送電線下に至る。ここから同送電線に沿って約350メートル進み、田口用水に至る。ここから同用水に沿って西に進み、県道杉野沢・二俣線と市道杉野沢高原線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道杉野沢16号線との交点に至る。ここから市道杉野沢16号線を北に約100メートル進み、私道に入り北に約800メートル進み、アルペンブリック第1ペアリフト小屋に至る。ここからさらに北に約250メートル進み、市道池の平温泉中央線の起点に至る。ここから同市道を東に約400メートル進み、市道池の平温泉南北線との交点に至る。ここから市道池の平温泉南北線を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、大部分が広葉樹林、針葉樹林等で占めている。また、春にはミズバショウ、夏にはヨシが群生する。カルガモをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、市民の憩いの場として活用を図る。

8 八石山鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市大字善根地内の市道柏崎17-100号線と善根神社に通じる市道柏崎17-80号線との交点を起点とし、ここから市道柏崎17-80号線を北に進み善根神社に至る。ここから久之木峠に通じる登山道を東に進み、久之木峠で柏崎市と長岡市との市界に至る。ここから同市界を南に進み、八石山山頂を経て石川峠で県道田代小国線に至る。ここから同県道を北西に進み、石川峠橋に至る。ここから見通し線で北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、八石山（標高518メートル）の豊かな自然環境の中にあり、サンショウクイ、サンコウチョウ、ハチクマをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

9 竜ヶ窪鳥獣保護区

(1) 区域

中魚沼郡津南町大字谷内地内の県道加用今新田津南停車場線と町道谷内高野山線との交点を起点とし、ここから同町道を南に進み町道天上山横根線との合流点を南下し、農道横根下穴藤線との交点に至る。ここから同農道を南西に進み横根地内で町道相吉高野山線との交点に至る。ここから同町道を北に進み相吉地内で県道加用今新田津南停車場線との交点に至る。ここから同県道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ハチクマをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

10 小滝鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市大字大所地内の県道入の平白馬線と林道山之坊線との交点を起点とし、同県道を南に進み木地屋集落を経て同県道終点に至る。ここから林道白池線に入り同林道を南に進み白池に至る。ここから白池の北岸から西岸に沿って進み、更に南に進み五月池に至る。ここからウド川右岸を北西に進み大所川に至る。ここから同川右岸を北に進み、林道山之坊線に至る。ここから同林道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、全国的にも数少ないオシドリの繁殖地の白池周辺を含み、オオタカ、サンショウクイなどの希少種を含む多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

11 清潟鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市人橋地内の市道外新田二ツ山線と市道外新田道4号線との交点を起点とし、市道外新田二ツ山線を北北西に約450メートル進み、市道清潟2号線との交点に至る。ここから同市道を北西に約240メートル進み、北北東に向かう農道との交点に至る。ここから北北東に向かう農道を約110メートル進み、北北西に向かう農道との交点に至る。ここから北北西に向かう農道を約100メートル進み、北東に向かう農道との交点に至る。

る。ここから北東に向かう農道を約260メートル進み、市道清潟道線との交点に至る。ここから同市道を約320メートル進み、市道外新田道4号線との交点に至る。ここから同市道を南南東に約600メートル進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、オオバン、マガンをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

12 五十公野公園鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市五十公野地内の県道八幡新田島潟線と巴山寺裏水路の交点を起点とし、同県道を北に約550メートル進んだ地点を右折しカトリック教会墓地を迂回し、升潟北西側を通り五十公野公園区域沿いに進み、有田病院及び「いいでの里」裏に至る。ここから五十公野公園区域東側を南に進み、市道五十公野岩井戸石喜線に至る。ここから同市道を北北東へ約250メートル進み、用水路との交点に至る。ここから用水路を南西に進み、下新保集落に至る。ここから同集落西側山沿いを南に約300メートル進み、更に南西に約200メートル進み土砂流出防備保安林区域に至る。ここから同保安林区域の外周沿いに約300メートル南下し、ここから東へ約150メートル進み千光寺に至る。ここから防備保安林区域の外周沿いに市立東中学校、老人福祉センター金蘭荘、豊田神社西側及び古四王神社入口を進み、「のぞみの家福祉会のぞみ工房」に至る。ここから「のぞみ工房」との敷地境界を北北東に約30メートル進み、市道五十公野岩井戸石喜線に至る。ここから五十公野公園区域沿いに北に約250メートル進み県立村上特別支援学校いじみの分校裏の山に至り、ここから山沿いに北北西に約350メートル進み水路に至る。ここから北に約80メートル進み、ゲートボールコートに至る。ここから西に約150メートル進み、巴山寺に至る。ここから巴山寺東側外周を約200メートル進み、起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、コハクチョウ、マガモをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼があり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

13 貝屋鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市貝屋地内神明神社入口を起点とし、ここから耕地界に沿って北東に進み貝屋川に至る。ここから同川右岸を東に約220メートル進む。ここから南西に約240メートル進み、貝屋集落共有墓地東端で市道桜公園線に至る。ここから同市道を北西に進み、市道貝屋寺沢線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、楡形山脈の西麓部の神明神社を中心とした区域で大半が広葉樹林からなり、キジ、オオルリをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

14 松浦鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市松岡地内の国道290号と市道松岡本線との交点を起点とし、ここから同市道を東に約300メートル進み農道との交点に至る。ここから同農道を南に進み、用水を越え更に同農道を約150メートル進み山道の入口に至る。ここから同山道を南西に進み、旧県道に至る。ここから同旧県道を北西に進み、国道290号との交点に至る。ここから同国道を北から北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、学校愛護林として野鳥愛護活動が行われていた地域であり、カワラヒワ、ホオジロをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

15 加茂山鳥獣保護区

(1) 区域

加茂市上町地内の諏訪神社参道入口を起点とし、ここから同参道を南に進み諏訪神社前に至る。ここから加茂山公園内を南西に向かって伸びる遊歩道を進み剣が峰に至る。ここから同公園内を北に向かう遊歩道を進み、翁杉に至る。ここから更に遊歩道を進み、雪椿園、児童遊園地を経て市道社家線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道殻町小橋線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道谷通線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地のほぼ中央に位置する標高約100メートルの小丘陵地である。メジロをはじめとし、キビタキ、サンコウチョウなどの多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

16 山部鳥獣保護区

(1) 区域

上越市板倉区山部地内の市道山部線と上江用水との交点上の上江橋を起点とし、同市道を南に進み市道菰

立・機織線との交点に至る。ここから同市道を南に900メートル進み、同市道と私道との交点に至る。ここから同私道を西に進み、通称谷内沢に至る。ここから同沢を北に進み、耕地界（田畑）を経て上江用水の東沖橋に至る。ここから同用水を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、板倉区山部集落南部の樹林帯であり、ヒヨドリ、キビタキをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、近隣に愛鳥モデル校があることから、自然とのふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

17 真野公園鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市真野地内の真野公園（真野宮、佐渡歴史伝説館を含む。）一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、桜をはじめとする多種の樹木が植栽され、また真野宮境内に大樹がなる地域であり、モズ、イカルをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

公園管理者の協力を得ながら定期的に巡視を実施するなどにより、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。